

第30回・第3期第11回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	平成30年10月15日（月）18：30～20：25
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第29回・第3期第10回）議事録 3 議 事 （1）「まちづくり協議会」の条例への位置付けについて 4 その他 5 閉 会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、成瀬委員、加藤委員、平石委員、石谷委員、古村委員、田中委員、中山委員、野田委員、檜垣委員、喜多委員、光村委員、藤本委員、立花委員、福永委員
開催形態	公開（傍聴人4名）

1 開会

事務局から、本日の出席者は17名、欠席者は2名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は4名であることを報告した。

2 議事録

「協働のまちづくり促進委員会（第29回・第3期第10回）議事録」の内容が確認され、以下1点を修正したものを議事録とすることが承認された。

- ・4頁 発言者「ノ」⇒「宝塚市まちづくり促進委員会」を「宝塚市協働のまちづくり促進委員会」に修正。

3 議事

(1) 「まちづくり協議会」の条例への位置付けについて

「まちづくり協議会」の条例への位置付けについて、事務局より、前回の議事概要について説明を行った後、議論が行われた。議論で出た意見としては下記のとおり。

ア（会長） どういう形で条例にしていくか。自治基本条例に位置付けるのであれば、自治基本条例を触ることになるので、それに付け加えるだけでいいのかどうか、それとも、ほかの条文も時代に即してどういう位置付けになるか評価しながら、自治基本条例全体を見直していくのか、あるいは、まちづくり協議会の一つの条文を付け加えるだけでよいのかなど、そういう話が自治基本条例の中に位置付けるとすれば必要であると思う。自治基本条例を触るのは時間がかかるという話であれば、別の形でまちづくり協議会を位置付ける条例を別途つくるという方法もある。手続き的にどこかの段

階で決めておかないといけないので、時間をかけて議論する必要がある。

イ 自治基本条例にまちづくり協議会を位置付けた場合の市の他の条例への影響、また、別途条例を作った場合の他の条例への影響はどの程度あるか。開発事業に関する条例などに関わってくるのではないかと思う。

ウ（会長）他の条例や条例の規則にまちづくり協議会は出てきていない。独立した条例で位置付けるのと自治基本条例の中に組み込むのでは、影響はどれくらい違うのかという質問であると思うが、どちらにしても一緒だと思う。それよりも、まちづくり協議会を条例化することによって、他の条例や規則に書かれている、例えば「自治会」と書かれている部分がまちづくり協議会に置き換わっていくのかどうか。開発関係の条例は、自治会の意見を聞くことによって地域の意見を聞くこととしている部分が多いと思うが、その部分を「まちづくり協議会に聞く」と置き換えていく必要があるのかどうかというのが一つ具体的な話だと思う。

エ まちづくり基本条例第3条の3にある「地域コミュニティ」とは何か。

オ（会長）おそらく色々なものを含むようにしていると推測はする。そのようなことも含めて、条例化をすることによってまちづくり協議会の重みがぐっとアップしていく。一方で、「自治会」と言っていた部分を市役所としてどうまちづくり協議会に置き換えていけるかということのところだと思う。もう一つ整理しないといけないのは、まちづくり協議会は小学校区単位でかなり大きな範囲であるが、開発の話は狭い範囲の話のため、ひょっとすると単位自治会あたりの範囲の話ではないかと。そうすると、何でもかんでもまちづくり協議会の意見を聞くという話にもなっていないのかなと思う。そこをどうするかという整理は、何でもまちづくり協議会に置き換えろという話にはならないと思う。例えば、ある開発が起こった場合、近隣の人には影響があるが、小学校区ぐらいになると「どっちでもいいやんか」という人も出てくるのでは。その際、まちづくり協議会として温度差がある中で、本当にどうやって決めていけるのかというようなことも出てくる。今でも開発の場合は数百メートルの範囲の方の意見を求めることになっているので、すべてまちづくり協議会に置き換わっていくわけではないと推測する。

カ とある福祉施設が計画された際、建築の条例があり、近隣の住民に直接意見を聞くとあったため、コミュニティと市と福祉施設で住民説明会を行ったことがある。

キ まちづくり協議会としては、まちづくり協議会全体がどうなっているかという観点において、開発計画を知っておきたい。どこで何が起こっているかという情報は集めている。工事、騒音、日照権については近隣のみであるが、まち全体を見たときにどういう開発が行われているかはまちづくり協議会として関わっておく必要があると考え、常に接触するようにしている。町全体が良くなるのであれば、まちづくり協議会で考えないといけない。

ク（会長）都市計画、都市開発の部分でまちづくり協議会を作るという動きがあった。それは小学校区よりも狭い範囲で、利害が共有できる人たちが話し合うためにまちづくり協議会という同じ名前の協議会を作り、都市開発や地域活性化に関する協議をす

る場所として作った。地域自治をやるためのまちづくり協議会が出てきたときに、質が違うのに、同じ名前を使ってしまっているという事例が出てきた。他市では、まちづくり条例でまちづくり協議会、これはどちらかというと利害関係が一致する範囲で皆で開発や都市計画の話をするものだが、一方で、いわゆる地域自治を担う協議会をつくろうと、条例を仕分けし、名称も分けることによって、うまく整理している。でも、思うのは、ひらがな5文字で「まちづくり」と記載しているまちづくり協議会は地域自治のための協議会と認識していて、都市開発や都市計画のものは「街づくり協議会」でまちづくり協議会と読ませた方がすっきりするという話をしている。このあたりも整理をしておく時期に来ていると思う。また、小学校区単位で大きなまちづくりの方向性を見定める部分と、それに合っているか合っていないかということ的近隣の方が地域的な影響という部分で議論する部分というのをうまく組み合わせられないといけないということは、失敗してしまうと、まち全体として福祉施設をいると判断しても、うちの町内にはいらんという判断になってくるとどこにも福祉施設ができないということになってしまう。近隣の方々だけが狭い範囲での利害だけで判断すると、もう少し大きなまちづくりの判断としては誤った判断がなされる危険性も出てくるため、うまく役割分担をしないとイケない。

ケ 福祉施設の建設について、まち全体で論議したら、ほとんどの人は必要という意見であったが、近隣ではない人から「そんなものは一等地に置く施設ではない」という意見があった。そのため、説明会などを実施した。また、近隣の人と話をした際は、日照のことを気にしていた。最終的には納得いただき、建設することとなった。

コ（会長）まちづくり協議会を条例で位置付けるのは簡単だが、どの部分をオーソライズしていくのかというところで、他の条例で「地域コミュニティ」や「近隣」など様々な言い方をしているが、どの部分が「まちづくり協議会」というような位置付けになっていくのかをちゃんと考えておかないといけないという指摘だと思う。

サ 当時者の地域では、日照権、騒音、交通の便など気になるのが当たり前であるが、遠くの方、当事者の方の両方を無視せず、まちづくりをしていかなければならない。そういう仕組みが必要。条例については、まず既存の条例がどうなのかを見極める必要がある。全面的に変えてしまうのか、マイナーチェンジでよいのか、議論しながら一番良い方法を考えていくのが良いと思う。

シ（会長）まちづくり基本条例全体をもう一回見渡して、評価しながら新しくまちづくり協議会を位置付けていくほうがいいのではないかとということです。

ス 今の時点でまちづくり協議会と自治会がどうあるべきかと議論するのはナンセンスだと思っている。まちづくり協議会の代表の仕事は、ファシリテーター又はMCであると思う。まちづくり協議会と自治会のどちらが偉いという話はない。まちづくり基本条例と市民参加条例の策定時にまちづくり協議会をどうするのかということを決め忘れたのではないかと。条例や条例解説の記載に市政参加を制度的に保障すると言っていることと必要な体制の整備を図りと言っていることから、これを決めた時点で忘れたのではないかと読み取れないこともない。こう考えると、基本条例を全部

見直そうとせずに、必要なところの体制の整備と制度的に保障するということだけうまく組み込めば、うまくいくのではないかと思う。

セ（会長）「見直す」とは、もう一回すべての条文の内容を見つめ直し、変える部分があれば変えていきたいと思いますということである。仕組みづくりはまさしく促進委員会。そして、協働の指針を作ったというのが、理念を進めるための指針を我々が作ったということなので、少しずつだが16年の間に実現できている部分はかなりあると思う。さらに、市民参加条例は、6条で会議公開、7条で委員の公募、8条で市民投票が書かれているが、6条、7条についてはすでに行っている。そういう意味では実態として進んでいる部分もある。それを今まで市が毎年評価できていたわけではない。定期的にチェックしていかないといけない。そのチェックする役割もこの委員会。今回は、点検を行っていく良いきっかけにもなるかもしれない。

ソ まちづくり基本条例第3条3に「地域コミュニティ」とある。これは、まちづくり基本条例を作る委員会の議事録によると、一般的なコミュニティの概念を指している。まちづくり基本条例逐条解説P19に、「地域コミュニティ」とは、「市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家族を構成主体として、地域性と各種共通目標をもった～」と書かれている。この内容は、「コミュニティの創造と発展」の最初にも書かれている。「地域コミュニティ」という文言について、組織全体を包括しているものとして認識し、条例を作っていた。まちづくり協議会や自治会などまちづくりをする市民を全て含めて「地域コミュニティ」と言っている。まちづくり協議会だけを意識して言っているわけではない。

タ 横断的に連携していれば、それはまちづくり協議会で、我々が愛称で呼んでいるコミュニティである。したがって、横断的に連携しているのかが問題。

チ（会長）まちづくり基本条例の中に書いている「地域コミュニティ」は、唯一絶対の組織としてまちづくり協議会を位置付けているわけではないということ。それは、忘れたのではなくて、それぞれの課題解決に向けて協議会として一丸となることも必要だし、各分野ごとの団体の方が動きやすい場合もあるだろうし、それぞれのところで地域コミュニティの在り方、単位や内容については使い分けていった方が良いのではないかという思いもあり、決めつけていないという事情がある。

ツ 今のコミュニティと書いてあることが一致することが必要である。

テ 「まちづくり協議会」とせずに「地域コミュニティ」とされていたのは、地方分権一括法を宝塚市がにらみ、地方分権推進懇話会で市民参加が大事だと言われ、市民参画検討委員会ができ、市民参加条例を作れとなり、市長部局が参加条例だけでなく、まちづくりの基本的な理念が宝塚に必要だと提案し、まちづくりの基本的な理念を作り、それに基づいた参加のことについては市民参加条例にしたらどうかという流れに変わり、このまちづくり条例検討委員会が立ち上がり、まちづくり基本条例と市民参加条例を作った。その際、まちづくり基本条例は最上位の条例で、まちづくりの理念を定めるということで「地域コミュニティ」と規定し、あまり細かく規定を入れなかった。このときにはまちづくり協議会は既にできているから、まちづくり協議会を意識

はしているが、「地域コミュニティ」としているのだと思う。

- ト コミュニティが出来上がった理念のところから参加している人はそういう解釈ができるかもしれないが、参加していない我々としては、理解できない。逐条解説P19にある「まちづくり協議会」の記載の部分から、まちづくり協議会の活動は地域コミュニティの活動であるという認識である。よって、基本条例に「その活動の一端をまちづくり協議会が担う」と記載するだけで済むのではないかと思う。まちづくり協議会が市民に浸透していろんな意見を吸収できるような形を作ることが大事だと思う。
- ナ まちづくり協議会の活動は地域コミュニティの活動であるという認識はそれでよい。地域コミュニティに含まれるのは、まちづくり協議会だけではないという意味である。まちづくり基本条例の中に「地域コミュニティ」とあるのは、まちづくり協議会だけでなく、他の団体の活動も大事にするという基本となっている。
- ニ（会長）市民参加条例はあるが、協働の条例はない。オーソライズされたまちづくり協議会がまちづくり計画を作ることによって、計画そのものもオーソライズされていく。一方で、NPO活動をどうオーソライズしていくかという観点も重要。これは市民参加の条例ではなく協働の条例で位置付けられていくのだろうと思う。協働の条例を作成することを考えていくのかなど、少し角度が違う議論になってしまう。まちづくり基本条例の中に位置付けるということになれば、まちづくり基本条例全体を見直し評価していくことになるし、一方で、協働のまちづくり条例の中で位置付けていくのであれば、NPO活動をどういう形で協働のパートナーとして位置付けていくのかという点も含んでの議論になるため、視点・観点・内容が違ってくる。そこをどうするかも考えておかないといけない。
- ヌ NPOは県の認証を受けていることでちゃんと位置付けられているのではないか。
- ネ（会長）法人格の認証という形では社会的に位置付けられているが、市役所の協働のパートナーとしてまだ認識がされていないのではないかということ。
- ノ まちづくり基本条例と市民参加条例を当初の委員会が最終的に答申した際は、協働の理念は参加条例に入っていた。その後、答申を受けた市が、まちづくり基本条例に協働の理念を移した。委員会としては市民に分かりやすく伝えるためにはどうするかということを考えるためにも、経緯などのベースを共有したほうがいい。
- ハ（会長）ある市では参画と協働のまちづくり推進条例を作成しており、その中の一文に「市は、市民公益活動団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに、市民等との協働を推進するものとする。」とある。つまり、市民公益活動団体に様々な支援を市はやりますと宣言している。協働のパートナーとして組んでいくということがうたわれている。協働の指針でも書いている「自主性及び自律性を尊重し」という文言も入っている。こういうことをまちづくり基本条例と別個に作る中で、まちづくり協議会を位置付けていくというのも一つの手である。まちづくり協議会を位置付けるのみで条例というのは中々難しいので、協働のまちづくりの推進条例のようなものができて、その中にまちづくり協議会を位置付けるということにするのか、まちづくり基本条例の中に位置付けると

いうことにするのか、この点が決まらなると次の話の方向性が定まらないので、この点については集中的に議論をしておかないといけない。

ヒ 第6次総合計画と関係しているので、あまり時間は取れない。平成32年の3月までに何ができると考えたときに、新しい条例を作る時間的な余裕はあるのか。個人的な案としては、「地域コミュニティ」の中にまちづくり協議会を含めすべての組織が含まれていると解釈した上で、「市民は～の目的で～のまちづくり協議会を組織する。」という一文だけ入れ、NPOなど具体的な協働の条例を作るには、第6次総合計画が始まって並行してやっていくようにしないとイケないと思う。タイムリミットを考え、一文を入れるだけにするのか、本格的に条例を考えるのかを判断しないとイケない。

フ 宝塚市ではまちづくり基本条例が自治基本条例と同格。まちづくり基本条例の中には「地域コミュニティ」としか書かれていない。それを協働のまちづくり推進条例みたいなもので位置付けるか、それとも「地域コミュニティ」について定義をするのかという2つの方法がある。「地域コミュニティ」はまちづくり協議会だけではないが、まちづくり協議会は全部を含めている。宝塚市全体で活動するNPOなどもまちづくり協議会の一員とするならば、一番大きいものとしてまちづくり協議会として位置付け、その中にはNPO、自治会も入っているというようにすると実態と合っている。そうすると、条例に位置付けられているから、NPOや自治会にもお金が回るのではないか。

ヘ (会長) まちづくり協議会を条例で位置付ける場合、条文としては3行くらいあれば十分入る。よって、1回の会議でどういう文章にすれば良いかは決まる。そこへ持っていくストーリーは2つある。議会へ市長が説明する際、「まちづくり協議会を位置付けたいから3行付け加えてほしい」とするよりも、「まちづくり基本条例を全部見直したが、まちづくり協議会を位置付けなければならないという課題が見つかったので、この一条を入れた」という説明の方法もあるし、「協働のまちづくりを促進しないとイケないという話の中で、新しく条例を提案してその中にまちづくり協議会を入れていく」という説明の仕方がある。先程、他の委員からあった提案は、一文付け加えるのが先決だから、まちづくり基本条例の見直しの中でしっかりと位置付けていった方がタイムリミットとしてうまくいきますよねということだと思う。

ホ 考え方としてはそれが楽だと思う。

マ NPOも総合計画に入ると考えると、まちづくり協議会を総合計画に合わせて条例に位置付けるのであれば、NPOとの協働も総合計画に併せて条例化してもらえたら嬉しい。まちづくり協議会の中にNPOが入っているが、同じ地域の中にあるNPOという立ち位置であるため、NPOと市役所との関係性においてはきちりとした人件費をいただくためにも協働の条例の中にNPOを位置付けていただければ嬉しい。

ミ (会長) その意見の場合は、2条付け加えることとなる。まちづくり協議会の位置付けが1条で、協働の促進というのがもう1条付け加わり、これが頭出しとなり、ひも

- 付けられる形で協働のまちづくり促進条例を議論していくというストーリーになる。
- ム まちづくり基本条例に関連する条例がたくさんあった。個人情報保護条例、行政手続条例、情報公開条例など。まちづくり基本条例を市の一番中心的な条例という位置付けとし、ツリー型でそれぞれの条例につながるということをイメージして作ったという経緯がある。派生する部分の根拠をしっかりと置いておけば、他の条例との関係で、まちづくり基本条例の趣旨にも沿うのではないかと思う。また、まちづくり基本条例18条記載から考えると、基本的には、まちづくり基本条例の中には必要な事項だけを規定し、必要があれば別の条例を定めるという方式が、まちづくり基本条例のコンセプトに沿うのではないかと考える。
- メ 協働の条例について、他市のボリュームはどれくらいのものか。協働の条例の例を見せてほしい。
- モ（会長）12条から14条くらい。基本理念や色々な方々の責務だけで6条くらいでき、その他何を書き込むかというところで、他市の場合は、市民活動への支援、協働のパートナーとしての位置付けとして3、4条入っている。
- ヤ（会長）書き込みたいことは2、3点。どの法律でも真ん中あたりにあるのが一番書きたい内容である。例えば、農山漁村余暇法は、農家に素泊まりできるようにするのが本当の目的である。旅館に求められる規制を外すための法律。しかし、条文として十何条ある。協働のまちづくり促進条例の中に、何をに入れてほしいのか、何を求めるのかなどを皆で共有できれば、文章はおのずと出来上がってくるので、協働のまちづくり促進条例を作るのであれば、そこを今後議論していけばよいと思う。
- ユ あえてNPOとの協働を条例に位置付ける必要はあるのか。協働の指針の中で記載があるだけでは足りないのか。
- ヨ（会長）他市の条例では、市民活動団体に市が支援すると明記している。まちづくり協議会に対しては金銭的支援があるが、NPOには支援はないという点、事業者と同様にNPOが入札の資格を持ち、手を挙げられるのかという点、事業者との契約とNPOとの契約は一緒でいいのかという点などについて、NPO側としては市に支援の形を考えてほしい点がたくさんある。よって、協働の指針に位置付けているからという話以外の部分がたくさんあり、その点についてNPO側は、条例の中で市に宣言してほしいと要求しているのだと思う。
- ラ まちづくり協議会と連携した形でお金を回す方法で良いのではないか。
- リ（会長）社協も広い意味でNPOの一つ。社協は市役所から手厚い支援が入っている。社協も地域で動いているが、組織運営としての支援もかなりある。そういった支援をNPOが求めているというところもある。
- ル まちづくり協議会とのつながりだけでは収まらない部分がNPOにはある。
- レ（会長）テーマを掲げて活動する場合は、地域を超えた活動もある。例えば、国際交流など。よって、NPOの支援や協働については別個に考えておかないといけないと思う。
- ロ まちづくり協議会に参加しているNPOもあれば、参加していないNPOもある。

- ワ まちづくり協議会のとらえ方がそれぞれ違うのではないか。まちづくり協議会はすべての人が入る。いろんなところで活動しているNPOも入ってもらわないといけない。
- ヲ 今論議している基本条例では、総合計画に住民を代表した計画を載せるという点の保証のため、まちづくり協議会を位置付けるという話。NPOとの協働やまちづくり協議会の団体の定義などは別の条例を用意する。
- ン 今のまちづくり協議会は集まれる人だけが集まっている。だからできるだけ広く集めたほうがいいのかと思う。まちづくり協議会になぜお金を出しているのか。
- ア（事務局）小学校区ごとのまちづくりを推進していただく上でまちづくり協議会を運営していただく様々な経費に充てていただくために補助金を出している。
- イ（会長）他市の地区の会長が、徴税する権利をくれ、その代わりに協議会が地区の問題を全て解決すると市に言った。アメリカでは、CBDと言い、いわゆる中心市街地の活性化をするための地区に指定されると、活性化をするためのNPOが徴税権を持つ。法人から一定の負担金を毎年徴収できる。そういうところまでいくと協議会がちゃんと活動できる。そういう点で補助金や交付金の意味がある。
- ウ 市役所が担ってきたことを住民が自分たちでやるためにお金を移すということを考えてもいいと思う。税金を使うには、ちゃんとした団体でないと困ることから、条例に位置付けないと憲法違反だと言う人もいる。
- エ（会長）条例に位置付けることは色んな意味で社会的にオーソライズしていくので、ある意味重要なことである。法律に基づく団体は、市民からするとまちづくり協議会が唯一ということになるので、かなり重要な決定をすることになる。
- オ 市民の方にまちづくり協議会を理解してもらうためにも、まちづくり協議会とは何かということをはきちっととらえておかなければならない。
- カ この条例の文言はこういう経過で決まったということを委員の方や市から聞いたらいいと思う。
- キ（会長）次回に向けて整理すると、大勢は、別途条例を作るのではなくてまちづくり基本条例の中に位置付けていこうと理解しているので、どういう条文にしていけばいいのかというところを議論していくのが一つかなと思う。また、協働の促進という条文をもう一つ起こすのかどうか、また、起こすのであれば、協働の促進や市側の市民公益団体の支援というところについて、他市ではどういう書きぶりをしているのかを紹介していただければそこももう一条付け加えるかどうかの議論も進んでいくのではないか。
- ク 全員で読み合わせしたらいいと思う。裏の意味を読み取ることができない。そういった点の補助をしてもらえたらありがたい。
- ケ（会長）読み合わせは少し時間がかかるため、教えてほしい点を挙げながら議論をする手もある。
- コ 作業班で行うのはどうか。
- サ 作業班は必要なのか。

シ（会長） 今までなぜ作業班を作ってきたかという、事務局だけでも作業はできるが、委員の方も一緒に作業をしてもらうことで作成する資料にも委員の方の意見が入るため、この方法がより協働ではないかということである。

ス（会長） 次回かその次かに、まちづくり基本条例にいろんな条例がぶら下がっているため、そのツリーがどうなっているかを示してもらえたらいいと思う。今後、まちづくり基本条例を評価していく際においては、ぶら下がっている条例については各条例を所管している審議会などに評価は任せればよい。そのためにも、何がぶら下がっているかを共有しておいた方がいいのではないかと思います。担当課と担当の審議会も分かる形で記載してもらいたい。

4 その他

- (1) コミュニティ末広より、10/21に総合防災訓練を実施する旨の案内があった。
- (2) 宝塚商工会議所より、ワンコイン de スタンプラリーの案内があった。
- (3) 事務局より、協働の事例集にかかる FM 宝塚出演の報告及び案内が行われた。また、市民説明会で、協働の事例集のPRを行うことを考えている旨伝達した。
- (4) 事務局より、まちづくり基本条例制定の経緯に関する資料について、本日の会議終了後に配布する旨説明した。

5 閉会

以上